

長浜市市民自治基本条例策定委員会(第5回)会議要点録

日 時:平成21年2月24日(火)午後3時00分～午後4時30分

場 所:長浜市役所本館3階 第1会議室

出席委員:11名

欠席委員:5名

事 務 局:市民協働課 - 溝川課長、草野担当課長、酒井副参事、佐治主事

1. 開会(進行;溝川課長)

2. あいさつ(高橋会長)

(冒頭、各委員あて出席に対する礼を述べ、先日亡くなったファシリテーターの中奥先生に対する黙祷を捧げた)

本日は、行政のほうでも努力をいただき、委員の皆様方にも検討をいただいた項目内容についてさらに確認をしていただきたい。また今後は、市民の皆さんにも内容の周知をしていくような取組もしていきたい。そうしたことで、本日の会議についても参加者の共通理解のもとすすめていただき、円滑にすすむよう協力願いたい

3. 議事

(事務局より要綱第7条にもとづき、議事進行を会長に依頼)

(1) 条例検討事項の確認について

(条例の項目内容について事務局;酒井副参事より説明)

□これまでからワーキングにより協議検討いただいた内容についてこちらである程度の整理をさせていただいた。そのうえで前回までの部会において主な内容を報告させていただいている。

本日は先に説明済みの資料等の内容についてさらにご意見、ご提案を求めたい。

また、委員各位には、確認いただいた内容についても現時点での案ということでご理解をいただき、今後もさらに検討を続けていくということとし、参照資料の取り扱いには十分ご留意を願いたい。

- 市民の権利責務の項目において、まちづくりの成果や影響は子どもたちにも及ぶという表現がされていることについては、まちづくりをすすめる段階ではそれぞれの対象ごとに課題として与えて意見反映していくということになるのか。

- これは、まちづくりをすすめるなかで、それぞれ影響の及ぶ対象ごとに、広く意見を取り入れていくということであり、必要な課題についてはまちづくりをすすめていく側か

ら与えていくということになる。

- 要はまちづくりの取り組みに広い世代が参加するように努めるということか。

- そういう解釈で結構かと思う、まちづくりの取り組みを特別なものでなく広く一般化するということとご理解願いたい。

- 議会のところで、以前にファシリテーターが市民の声を反映する立場として参画することを明記するよう説明がされていたようであるが。

- 条例の中においては、議会は行政の監視役という立場とともに、立法を含む政策提案活動についての内容を盛り込むという提案をいただいていたことから、そうした内容を踏まえたうえで整理している。

- 前回の会議ときにも述べたが、住民投票の結果の取扱いについて、「最大限尊重」という記載があるが、これでは住民意見のみで政策判断をする要素がなくなってしまうこととなり危惧される。また、住民投票が単に住民意思の反映でなく政策も転換してしまうような危機感を感じる。

- 前回に意見を伺ったあといろいろと整理をしてきたが、今の段階では違う表現に至らなかったため、考え方のなかでこれを説明する言葉を付加した。最大限という表現自体あとから付加したものであるため、今後、ただし書きや表現を変えるなどいくつかの方法を試行して再度整理させていただき提案させていただきたい。

- 今の市の人口から考えると、50分の1という数字は千数百ということになり、すぐにも集められる数である。その中で投票の結果だけに答えを求めてしまうということになると、住民投票自体が安易に利用できるツールになってしまうことが懸念される。

- 署名数50分の1という数は、地方自治法で規定されているため、これを条例で下回って規定することはできない。よっていま自治法と同数にしている。

また、住民投票を実施するには、個別型の場合、この署名だけでなくこの後に議案としての条例提案、議決という手続きがあり、さらには条例のなかで半数以上の投票がなければ開票しないといういわゆる50パーセントルールと呼ばれるような取り決めをされているケースもある。そして常設型とするなら自治法の規定はそのままに、直接請求する場合の署名数を4分の1とか6分の1というように要件を上げて規定するというようなこともある。

そうしたことから現時点では、十分な検討ができていないため、あまり詳細でない表現としたままにしている。よってご意見のように表現に不足する部分があればさきほども申しあげたように再度整理したうえで皆さま方におはかりをしたいと考えている。

- 各項目について、いろいろと委員からご意見をいただいているが、そうしたことを踏まえたうえで事務局において整理、提案いただき、あらためて検討することとしたい。

また、現時点において各項目内容については、案の段階であることをご理解いただき、取り扱いについては十分にご留意願いたい。

(2) 前文(案)について

(前文(案)について事務局；酒井副参事より説明、朗読)

□ 前文については、最終的にできあがってきたところで検討願いたい旨申しあげてきたが、当初より長浜らしさということ 키워ドにするという提案をいただいていたことから、これを念頭に基本構想の内容も踏まえて、たたき台として今回提案をしたものである。

- 冒頭の説明文のインパクトが少し弱い。これ以外はこの案で良い。
 - 歴史的要素が入っていない。
 - 内容にいろいろな要素を盛り込むことはよいが、あまり複雑になることは避けたい。
 - 長浜らしさということを強調するための表現がいくつかされているが、これに含まれる意味が広義すぎる。
 - 地域資源を表す具体的なものが例示できないか。
 - では今日いただいたご意見ご提案を
- いくつか出された意見、提案について事務局において再度整理し、継続して検討をすすめていくものとする。

(3) その他

特になし

以上のとおり、各議案に対する検討をし、会議を了した。

[なお、検討のもととなる体系・項目については現時点のものとして公表することとし、それぞれの内容については、検討中ということを考慮し、各委員の資料として持ち帰ることとした。]